

日本文化協会報

ビルマ

(第三号)

発行所
日本ビルマ文化協会
大阪市南区長堀橋筋2-28
電 06-213-5858
発行兼編集人
小谷隆英・保科賢一

特別頒布
ビルマ地図 (250円)
ビルマ語会話集 (300円)
〒55円
申込先
大阪市南区長堀橋筋2-28
日本ビルマ文化協会
振替口座大阪310039
取引銀行 日本一支部

朗報!!

ビルマ連邦駐劄特命全權大使

鈴木 孝閣下

当協会名誉顧問ご承諾

会報第二号にて、現ビルマ大使ウ・チーコツコ閣下と高級武官ト・ター・大佐殿が協会名誉顧問並びに顧問にご就任されたことは既にご報告申し上げましたが、今回更に特命全權大使鈴木孝閣下が名誉顧問としてご入会いただいたことはビルマ関係の他の団体には斯る事例はありません。

右事實は当協会の目的の純粋性と現会員の熱意ある誠心が誕生以来僅か半歳にもかかわらず世間に認められた証左でありこれを機会に更に決意を新にし事業発展に邁進せんとするものであります。



鈴木大使

日本ビルマ文化協会

四十七年度第一回通常総会開催

開催日時 四七、一〇、二二、午後三時

会場 京都市北区、中嶋ビル内、「白龍」

参加者 来賓、ビルマ大使代理ウ・カン・ニユン、同上随員高橋八郎氏、ビルマ留学生ウ

(目録贈呈)



- 一、戦没英霊並びに協会物故者に黙禱
- 二、司会者小谷隆英、開会の辞
- 三、正木清会長挨拶
- 四、総会成立の適法性発表
着席者数 六五人
欠席者委任状 一八六人
合計 二五一人
(正会員数 三二〇人)
- 五、議長団指名 山田元八、甲谷秀太郎、岡本健蔵
- 六、議事録署名人名指名、山田親英、青山源次郎
- 七、議題審議 一―四号議案何れも承認可決。
- 八、二号議案、四十七年度事業報告 (塔本理事)

- 3・12 創立総会 贈呈品目録贈呈
- 3・12 第一回理事会開催
- 3・18 コーコレイ氏死去、酒井副会長他葬儀参列
- 3・29 チーテン大佐転出送別会、関係者出席
- 4・1 本部にて第二回理事会開催(既送の会報参照)
- 4・14 ウ・イエゴン農林副大臣、本部来訪協会成立のお祝と発展期待の挨拶あり
- 4・18 門司のウ・ウエツブラ大僧正本部を来訪。
- 6・4 名古屋にて東海支部会合、本部より関係者出席(既送会報参照)
- 6・17 第三回理事会開催
- 7・10 荻原、大野両先生本部へ来訪しビルマ學術調査隊に對し協力要請あり
- 7・15 高山山恒例戦没者法要に關係者出席参詣、併て文化宣伝活動実施
- 7・18 ウ・チョーミン、国聯へビルマ代表として転出、後任にウ・カン・ニユン着任歓迎迎会有り関係者出席
- 7・28 東京で関東地区の会合あり、關係者出席(既送会報参照)
- 7・29 九段会館にて日緬親親会あり、關係者出席、協会の宣伝活動に努力す
- 8・9―8・12 京都大丸デパートにてビルマ、比島方面の戦跡展あり協会は協賛団体として多数ビルマ民芸品等出品し、宣伝活動を実施

- インパール慰靈碑建設促進運動に協力、多大の成果を収む
- 8・19 常務理事会開催
- 9・10 名古屋にて第四回理事会開催、会員倍增計画、ビルマ・學術調査隊への協力、贈呈品の件、親善旅行団派遣の件留学生に対する扱ひの件、パッチ図柄の件等につき協議
- 二号議案、四十七年度会計報告 (梅原理事)
- 三号議案、四十八年度事業計画 (塔本理事)
- △ビルマ向け贈呈品として トンボ鉛筆 一六、〇〇〇本
コクヨ、ノート 一六、〇〇〇冊
(送料共四八万円程度とし、現品は船積輸送とし十二月中旬頃ビルマ政府にお届け出来る予定)
- △今年度は会員倍增運動に業務の重点を指向す、現会員一人に付一人以上の新入会員獲得に鋭意努力する
- △ビルマ語会話集、地図の拡販
- △来春実施予定の協会より文化交流、経済事情視察の為の旅行団の派遣の件
- △各地区毎に独自の立場で、春秋二回留學留學生に對し人心の交流、文化の交流を目的とするレクレーション等の計画並びに実施意欲の件
- △留學留學生に會員手持ちの専門洋書、カメラ、カセットコーダー、等貸与の便宜供与の件

△ビルマ派遣学術調査団に対する協力推進の件

△社団法人資格早期獲得実現の爲積極的運動拡大の件

△大阪外大ビルマ語科保管中のビルマ資料の借用を受け、之を予算と勘案、会員に無料

(又有料)貸出実施の件

△インパール慰霊碑建設促進運動に対する積極的協力の件

△二、三ヶ月毎に理事会を会員数と勘案、各地区に輪番制度設置依頼の件

△地方組織作り強化の件

○四号議案、四八年度予算使用計画 (梅原理事)

七、役員選考委員指名

馬場新平、橋本清三郎、中村源三、稲田清、吉川葆

八、役員候補決定発表 (会報末尾参照)

九、新会長正木清挨拶

十、ビルマ政府の文盲一掃運動に協力して学用品 (既述) の目録贈呈

十一、ビルマ大使代理ウ・カン・ニユン一等書記官挨拶 (大野先生通訳) (会報末尾参照)

十二、閉会の辞

引続き懇親パーティー開催、午後七時散会

ビルマ大使代理

一等書記官

ウ・カン・ニユン 挨拶

本日お招きを受け此会場に於て再度皆様にお目にかかれて大変光栄に存じます。又私個人に対し宿



(ウ・カン・ニユン)

泊や時代祭見物等のお世話にあずかり之亦感謝に耐えない次第です。最近特に日本とビルマが文化的に、又経済的に年々親密な関係になつてきていることは既にご承知の通りです。現在の段階に於てもビルマより多数の者が留学生、研修生として来日しており、日本からも多くの人達がビルマに滞在されて、ビルマの発展に貢献しておられることは大変うれしいことです。この様に両国の親善関係の深まりあるときにこの総会に出席して、貴協力より我が国の文盲一掃運動に協力の目的で、文房具一式の贈呈を受けたという事は衷心より欣快とするものであります。この様な状態になつたといふことは貴協会の設立の趣旨が着々として根を張つてきている証拠で、今後とも益々発展せられるであらうことを期待して、ご挨拶といたします。

四七年度総会出席者名

合計八〇名

(順不同) (敬称略) 関東 栗田敏夫、甲谷秀太郎、山里将一、堀辺久、栗原栄一、静岡 勝又広基、増倉唯一、山田

元八 名古屋 近藤鐘永、小菅信一、桜井儀雄、浅井時二郎、弥富喜三、吉田弥三郎、林安吉、加藤新一、石村卓、関戸久勝、田中直義、吉岡和雄、鈴木竹一、江端久、京都 中井卯一、稲田清、橋本清三郎、桑原真一、吉川葆、川中隆二、池田正隆、塔本成幸、中村源三、具塚光、内田健、松倉昭英、山田俊徳、梅原保、山田親英、坪田祐三、小谷隆英、西村長蔵、相馬猛、岡本久雄、山西長、正木清、保科賢一、安達末春、大阪 大野徹、甲山啓介、酒井栄一郎、松田豊、阿古靖夫、岡本敏、田中晴夫、森賢、馬場新平、上羽秀一、浅井哲、宇野芳雄、加護野忠太郎、山本順一、鳥井否、中村登久雄、岡本健蔵、戸伏茂友、奈良 田畑惣一郎、牛谷四郎、原田正春、兵庫 宮川速水、松本次郎、植田正六、針本英和、玉田孝治、森久二、長谷川元信、山口謙存、岡本正美、田中一郎、河内弘和歌山 太田垣泰明

収支決算書

自昭和四十七年三月一二日至昭和四十七年八月三二日

収入の部 前期繰越金 一一七、八四九 設立準備会より引継いだ現金 会費収入 七三四、八〇〇 昭和四七年度分会費 (未収含ます)

寄附金収入二、〇六二、二一八 昭和四七年度分寄付金収入 需品販売収入 八三二、三〇五 名刺、地図、国旗、会話集売上 (未収含ます) 雑収入 四、一〇〇 設立準備会費当年度受入 預金利息収入 一四九 普通預金利息受入 前受金 二六二、八〇〇 昭和四八年度分会費預り金 合計 四、〇一四、二二一

支出の部 借入金返済 五〇、〇〇〇 創立前、酒井氏借入金返済 備品費 四五、四〇〇 日緬大国旗、謄写機、協会のほり購入費 創立総会支出金 八一、二六〇 創立総会不足金へ充当 事業費 四三〇、三〇〇 創立記念ビルマ贈呈、謄写機一式代 需品購入費 六七二、一〇〇 名刺、地図、会話集等作成費用 (仕入原価) 人件費 二九、五〇〇 アルバイト延 (七日日当) 慶弔費 二五、〇三〇 留学生供花代、高野山お供え、寄付、火災見舞 広報費 一九〇、一八五 会報一・二号及チラシ其他の費用 通信費 八六、一六七 切手、電話、小包、ハガキ代金 事務用品費 一九、六九一 事務用紙、文房具、コピー代

貸借対照表

昭和四十七年八月三一日

借方 現金 二二、九五三 定期預金 二、〇〇〇、〇〇〇 其他の預金 二二八、〇九五 四七年度会費 三九、六〇〇 未収金 需品販売未収金 一〇九、八〇〇 需品棚卸高 一六四、三〇〇 合計 二、五六五、七四八 貸方 四八年度 会費前受 二六二、八〇〇 前期繰越金 一九、二四九 当期剰余金 二、二八三、六九九 合計 二、五六五、七四八

科目内訳表

定期預金	二、〇〇〇、〇〇〇
福徳相互銀行本店定期及通知預金	
其他の預金	二二八、〇九五
福徳相互一八六、六六六	三
和銀行二二、九七四	振替貯
金一八、四五五	
会費未収金	三九、六〇〇
正会員一人分	@三、六〇〇
〇円	
需品未収金	一〇九、八〇〇
日補会話集三六六冊	@三〇〇
〇円	
需品棚卸高	一六四、三〇〇
会話集	@一四五×三四〇冊
会費前受金	@一一五×一〇〇〇冊
四八年度会費七三人分前受金	二六二、八〇〇
剰余金処分案	
未処分剰余金	
前期繰越金	一九、二四九
当期剰余金	二八三、六九九
合計	二、三〇二、九四八
処分額	
基本金	二、〇〇〇、〇〇〇
次期繰越金	三〇二、九四八
合計	二、三〇二、九四八
(註) 基本金二、〇〇〇、〇〇〇	
〇〇円の引当として定期預金二、〇〇〇、〇〇〇	
円を充当する	
上記のとおり報告いたします	
昭和四七年一〇月二二日	
日本ビルマ文化協会	
会長 正木 清	
担当副会長 酒井栄一郎	
会計担当理事 中村 源三	
同 梅原 保	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認める
昭和四七年一〇月二二日
日本ビルマ文化協会
監事 吉田弥三郎
同 山田 親英

昭和四八年度収支予算案

収入の部 (単位千円)	予算額
自 昭和四七年九月一日	
至 昭和四八年八月三十一日	
科目 決算額	予算額
前期繰越金	二五二
会費収入	七三四、一、〇八〇
三〇〇人分×@三、六〇〇円	
として計上	
雑収入	四
古物売却その他の雑収入	一〇
利息収入	一一〇
定期二〇〇万円に対する利息	
前受金	二六二
四八年七・八月分	五〇名×
三、六〇〇円	
合計	一、〇〇〇、一、六三二
支出の部 (単位千円)	予算額
科目 決算額	予算額
総会費	八一
一三〇	
来賓及留学生交通費、会場費	
他	
寄贈費	四三〇
五〇〇	
ビルマ国贈呈品の見積予算	
人件費	二九
三五	
諸行事のアルバイト日当として	
慶弔費	二五
三〇	
当年実績の2割増として計上	
広報費	一九〇
二五〇	
会報年四回、臨時会報その他	

通信費

当年実績の2割増	一〇〇
事務用品費	一九
事務用消耗品その他	二〇
印刷費	五〇
封筒、用紙その他印刷費	六〇
消耗品費	一〇
事務用以外の消耗品費	一〇
交通費	八〇
各支店部行へ出席、その他の交通費	
会議費	一三
理事会その他会場費、茶菓代	三〇
事務所費	一〇
本部事務局、水光費その他	一〇〇
協力費	一〇〇
ビルマ学術調査団に賛助協力費	
費	五〇
図書費	〇
ビルマ留學生に貸与する学術図書購入費	
予備費	〇
一〇〇	
予想外の費用に充てるため	
次期繰越金	二五二
一七二	
合計	一、一七八、一、六三二

(注記)

一、この予算案は常務理事会の議決を経て各科目間の流用を認めるものとす
二、次期の寄附金及事業収入は別途予算とし理事会の決議で処理する。

昭和四八年度新役員名簿

(順序不同・敬称略)

- 会長 正木 清
- 副会長 酒井栄一郎、馬淵祐一、小菅信一、甲谷秀太郎、小谷隆

英

- 監事 吉田弥三郎、山田親英
- 理事
- 関東地区 栗原栄一、山田正次
 - 坂田泰、山里将一、水口憲夫
 - 松村弘、本多亨喜久郎、千葉幹一、土屋英一
 - 東海地区 岩内健二、石村卓、浅井時二郎、山田元八、岩田昌男、石塚寿男、平松義治、矢野静一、吉岡和雄、日比野省三、渡辺一利、小出英雄
 - 三重地区 稲垣清、宇仁田邦男
 - 西村敏
 - 大阪地区 岡本富太郎、岡本健藏、森 賢、多田光徳、馬場新平、針本英和、加護野忠太郎、長谷川元信、植田正六、上羽秀一
 - 京都地区 保科賢一、内田健、梅原保、中村源三、稲田栄三
 - 足達敏夫、塔本成幸、平塚実堂、相馬猛、桑原真一、有田徳五郎、塚本幸一、坪田祐三
 - 森清一
 - 滋賀地区 北川弘
 - 福岡地区 村田豊次
 - 長崎地区 八江正吉、西岡直輝
 - 熊本地区 野田英雄
 - 宮崎地区 綾部勉
 - 宮城地区 青砥泰信
 - 四国地区 本庄勢兵衛、松原孝善
 - 鳥取地区 林 諄、岡本甚六

協会員バッジの説明

(有料配布一ヶ五〇〇円)

材質は銀で、表面周囲の文字は「日本ビルマ文化協会」とビルマ

文字で書かれ中心にある∞なる字は数字の無限大よりデザインしたもので、日本とビルマ両国が手を繋ぎ合せて永久に栄えることを意味しております。

この無限大の中のオレンジ色はビルマ僧侶袈裟の色より採用し仏様の愛と信頼を象徴しています。地色の紫紺色は古来「誠実」を現わす色として知られています。

以上のいろ／＼の要素を以て当協会の目的達成の為、両国の民衆が夫々信頼と誠実のもとに永遠の友好と発展を願う真心をデザイン化したものです。

正会員住所別調査

正会員数	三二六名
四七、一〇、一五	
関西地区	
京都市	五七
京都府	三
大阪市	二七
大阪府	一一
兵庫県	三八
奈良県	五
和歌山県	三
滋賀県	七
(合計)	一五二
三重県	一六
東海地区	
名古屋市	三六
愛知県	一一〇
岐阜県	七
静岡県	一一
(合計)	六四
関東地区	
東京都	三四
関東地方	一一二
(合計)	四六
九州地区	
熊本県	五
長崎県	四
福岡県	九
宮崎県	一
(合計)	一九
四国地区	
香川県	三
徳島県	三
(合計)	六

岡山県 四
鳥取県 七
山形県 一
宮城県 一
福井県 一

参考 職業別調査

。医師 (含、歯科医、獣医、薬剤師) 五三
。自由業 (含会社経営) 九四
。勤人 六八
。教育者 一四
。僧侶 六
。法律、会計、経理士 四
。其他 (記載なきため不明のもの) 七七

(尚四七、二二、一現在、正会員の数は三八六名に増加している)

特別寄附者芳名(十月末日現在)

左の方々より夫々次の如く寄附がありましたのでご紹介申し上げますと共に厚くお礼申し上げます。

- 五〇、〇〇〇円 吉川組、吉川清治
- 一、〇〇〇円 木場 勇吉
- 一、〇〇〇円 植田 正喜
- 二、六〇〇円 筒井 斌子
- 五、〇〇〇円 大矢 末吉
- 一〇、〇〇〇円 田畑惣一郎
- 四〇〇〇円 羽田野 貢
- 五、〇〇〇円 神沢 昌嶺
- 九、五〇〇円 坂田 泰
- 六、四〇〇円 市川 正雄
- 一、五〇〇円 駐ビルマ某
- 一、〇〇〇円 清水慶治郎
- 一、〇〇〇円 森本 治樹
- (合計 九八、四〇〇円)

ネ・ウイン首相夫人急逝



去る八月二十八日ネ・ウイン首相夫人ドオ・キン・メイタンはネ・ウイン首相と共に英国から帰国したばかりであったが、かねて腎臓病に悩み、再度ロンドンのフルハム病院に出かけてその治療を受けていたが、九月二十三日ビルマ時間の午後一〇時五四分脳出血の為突如として逝去された。享年四六才。ネ・ウイン首相は直ちにロンドンに飛び同夫人の遺体につき添って十月四日ラングーンに帰着葬儀は十月六日ラングーンにて行われた。

当協会は早速弔電をネ・ウイン首相宛に送った。
(十一月三日ネ・ウイン首相より協会宛礼状到着)

〇ウ・ダンマサラ大僧正より協会宛通信

先月28、29、二泊三日間色々大変お世話になりました。ありがとうございました。私達のビルマ国に對し繁栄の事を心から話し、民間の立場から両国民の親善を図り、計画を立てて、なんとも言うこともないです。文化協会が出来るまでのご苦労、及び、財産も時

間も身心も、そのために使われてそして真剣に考えている事は、文化協会の成功と感じ、ビルマには申し訳ないです。私は今や酒井さんと同じようて日本ビルマ二国民というイメージを忘れてどちらとも一体と気持ちを持って、世界は一つ、心も一つ、ただの正しい法を永く続けることにつとめて平和な世界と幸福な人類を願うことでありませう。先日、私も藤沢市の屋宇茶会世話人、土肥慎太郎さんと合い、文化協会に入るようにすめました。龍安寺の松宮紹英さんからもお話しがあった。入りますと話しました。そして、私の信者さん、東京から、藤沢まで来て挨拶をされました。娘さんにすまいませんか?と云って、申込み書を見せると内容を讀み、私達の若い人々のため、なにも、内容がなし、年寄りど、元軍人ばかりと云って断りました。若い人々が入り安いように内容を少し変更すれば、と私は感じました。今から私も、日本ビルマ文化協会のことを遊行に行くたび話して行きたいと思っている。稲取町の山田さんのご一家も大変喜んでいました。彼らも酒井さんのようにビルマに愛しています。みなさん、本当にお世話になります。ご苦労様です。九州に来る時、私の所にたまたまつゆくり話して下さい。ではお元気で、さようなら。

会員通信欄

要な内容を入れて呼びかけはどうか?と思えます。

〇次の手紙は鳥取県在住の協会員林諄氏が、終戦後常に気にかけていたところのビルマに對する恩返しの一環として、大阪在住のビルマ留学生に對して、二十世紀製を送った時のもので、この同氏の純粋な気持ちこそ私達協会員全般に通る気持を代表するものとしてお目にかけます(係)はいけい たいへんすずしくなりました。

びるまのみなさまノわたくしはだい二じせかいたいせんでびるまにおいて、いぎりすとたたかたつたものです。一九四三ねんから一九四七ねんまで、四ねんのあいだびるまにすんでいました。びるまのひとからはしんるいのもののように、しんせつにしてみらましました。そしてたくさんのおいでいやりあんなどたくさんのくだものをももらいました。おんがえしのために、にほんのくだものをびるまのみなさまへあげようとおもっていました。きょうそちらへおくりましたから、うけとってくださいます。

二五ねんもおくれました。どうかゆるしてください。くだものはなしです、このなしのなまえは二十せいきといえます。とつとりけんのなしはりようも、しつともにはびるまいぎりすと。そして、たかたかしてしんだ、おおくのわたくしのと

もたちのちちやははやくきょうだ、しんるいのものがつくつたものです。

二十せいきはどうなんあじあにも、ゆしつづいています。わたくしは八がつ五にちに、こうべでびるまのりゆうがくせい六にんにあいました。みなさまのうちにわたくしをしつておられるひともあるでしょう。どうかしつかりべんきょうして、びるまにつくつてくださ、そしてびるまにほんはなかくきょうだいのようになりませう。なれないにほんのことですからからだにきをつけてください。みなさまのこうふくをいのります。さようなら

- とつとりけんやづぐんわかさ ちようわかさ一九五
- 鳥取県八頭郡若桜町若桜 林 諄 Hayashi Jun

- U Chit Shwe
- U Tun Shwe
- U Khine Oo
- U Kaung Nyunt
- U Aung Myint
- U Kyaw Than
- U Ko Mya Han
- ほかびるまの
- りゆうがくせいさま
- 〇姫路市在住、協会員宮崎敏郎氏通信
- 日本文化協会御中
- 拜啓 益々日緬親善の為御活躍頂き御苦労様です。

当方明妙会にて八月二十日(日)に私達姫路にビルマ留学生五名を招き一日をビルマ語を思い出し二七年前の当時を偶び楽しく過しました。

当日を報導されました新聞のコピ―同封申上げましたので御査収下さい。御世話様ですが今後共よろしく御願ひ申し上げます。 敬具 宮崎 敏郎

お城や名古屋山靈苑など見學

ビルマの留学生五人 戦友会が姫路に招く

大阪に留學しているビルマの学生五人が、第二次大戦中ビルマへ行って戦った戦友会の人たちに招かれて二十日、姫路に来て、白鷺城や名古屋山靈苑の仏舍利塔を見學した。

五人はカイン・ウーさん(三五)らで、四月、大阪外大に入校、十月まで日本語の勉強をし、四年間電子工業や建築学の専門科目を東大、京大、名古屋大などで学ぶ。

招待したのは戦友会「明妙会」姫路在住の会社社長、宮崎敏郎さん(五六)姫路市米屋町一五〇七七人と、同会世話役、植田正六さん(五五)西宮市神原九の四〇四〇一。宮崎さんらの昨年十一月、戦友慰霊のため「明妙会」でビルマに行ったが、これからの日本とビルマとの友好に役立つと招待した。

五人は、これまでも植田さんらの世話で、薬品会社、化粧品会社の見學、田植え、法事など日本風俗見學もしている。二十日は、会

員の姫路市御立、農業、木下隆三さん(五六)方で、「日本の農家の食事」をしたあと、仏舍利やお城を見學、カイン・ウーさんは「大阪に比べ緑が多い。お城など古い文化と新しい文化が調和している」と姫路の印象を語り、楽しい一日を過ごした。

○神戸在住、協会員植田正六氏 通信

前略、毎々格別なる御配慮賜り有難く厚く御礼申し上げます。去る十月二十八日、ビルマ技術研修生のトウ・オウン・エツトット

両君を京阪神の明妙会有志にて、西宮市役所、海清寺、山村ガラス工場、甲子園球場等の見學に案内致しました。市役所では、現在の公害、日本改造論等、相当きびしい質問して居いました。 京阪神地区の近況です。

○奈良県在住、協会員牛谷四郎氏 通信

昭和十七年九月入籍二十二年六月雨に煙るアロン収容所を引上げて来ました。その間苦勞を共にした幾多の友を喪ひ悪性マラリアとアメーバ赤痢に犯された私だけが生残りました。

昨今のルパン島島の事とても他人事には思へません。ほんの少しの違で私がそうなって居つたらどうからぞ。昨年一月或る高僧に従つてタモイ墓地の慰霊に行つて参りました。まだ心の底に引掛けるものを感じます。あの土地に未

晒されて居る戦友達の白骨を何んとかしなけれはなりません。モノユメントもセレモニもそれを見つけてからだよと水島上等兵が私にさ、やきかける様です。 元独歩一三八大隊 牛谷 四郎

○西宮市在住、協会員中川収平氏 通信

年会費御送り致します。なお別便にて送金致しますが、かねて軍人思給を有効に使用したいと思つてはいたしましたが、その一部で淡月会(SADIF)会員にビルマ語會話集を贈呈し、協会紹介と共に入会を懇望したいと存じますので協会宣伝のチラシと共に各六〇部を御送り願ひ度く存じます。

“あゝビルマ”

第二十六野戦防疫給水部記録 分護 送料共一冊

申込、振込先 600 京都市下京区楊梅通 室町東入 大岩 正一

振替口座京都一五九五六 尚右記へ御申越し下されば振込手数料当方負担記入の用紙をおとつけします。

訃報

協会員、古内広雄氏十一月五日病没されました。謹んで哀悼の意を表します。

貴君のご努力で、新会員一人入会させるといふことは、三六〇〇円のお金を、未長く毎年協会に寄附されたと同様な効果があると同時に、このご努力はビルマに対する謝恩活動につながります。

ビルマ留學(研修)生名簿

四七、一〇、二二現在

(順序は氏名、専攻、学校、寄宿先、電話、出身地の順) 関東地区

- ウ・マウン・マウン 織物機械、東京農工大 東京都世田谷区梅ヶ丘一―五 一―三 ガーデンラヤ内 マンダレー

- ウ・トン・エイ 歯科、東京歯科大 東京都文京区本駒込二―一二 一―三 アジア文化会館

- ウ・ミンミンセイ 日本語、早大 東京都目黒区駒場町八六二

- ウ・ティン・アウン 固体物理、東大(駒場) 東京都目黒区駒場町八六二

- ウ・ランゲーン 国際留學生会館 〇三―四七五七―三五二一

- ウ・ラングー 〇三―四七五七―三五二一

- 電子工学、工大 東京都目黒区駒場町八六二 国際留學生会館 〇三―四七五七―三五二一

- ウ・カイン・ニユン 電子工学、電気通信大 東京都目黒区駒場町八六二 国際留學生会館 〇三―四七五七―三五二一

- ウ・ラ・タンミン 電子工学、茨城大 水戸市袴塚三―一―四二二 モニワ

- ウ・ラ・ベ 生物化学、日大 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二 国際センター 〇三―二六七―二二二一

- ウ・マウン・マウン 石油化学、丸善石油 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二 国際センター

- ウ・ハン・ティン 石油化学、地質調査所 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二 国際センター

- ウ・トウツウ・ミン 石油化学、地質調査所 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二 国際センター

- ウ・テット・ライン 農業経営、内原 茨城、内原町内原一三七七九

- ウ・セイ・ウイン

農業経営、内原
茨城県内原町内原一三七七九
ウ・トゥン・シユエ
応用物理、東大
東京都目黒区駒場町八六二
国際留学生会館
〇三―四五七―三五二一
ウ・ズイン・マウン
コンピューター
ヂョウベンガウ
ウ・ルクタンヂイ
地震
メイミヨ
サウ・セミウラ・セインウ
自動車、日野バス
東京都日野市
ウ・ケイン・マウンセン
組織培養
名古屋地区
ウ・エイティン
電子工学、名大
名古屋市昭和区とうはた町
十一―山田方
〇五二―七三―一三〇三八
ウ・ゾウ・ウイン
鋳造
名古屋市千種区猪高町高針大
廻間 研修センター
〇五二―七〇二―一三九一
ド・チイチイ・アウン
数 学、名 大
名古屋市千種区猪高町上社七
伊藤はつえ方
〇五二―七七―一四一三六
ランゲリン
ウ・チツ・スウエ
織 物、名工大
名古屋市東区東芳野町二一―
五 大口博彦方

京都地区
ウ・ティン・チュウ
高分子化学、京 大
京都市左京区聖護院十 国際
学生の家
ウ・カイン・ウー
半導体電子、京 大
京都市東山区山科御陵池堤町
二八 国際学友会京都寮
ウ・カウン・ニユン
建 築、京 大
京都市左京区聖護院十 国際
学生の家
ド・ケン・エイ・タン
京 大
京都市左京区山端川端町一八
一七 国際女子留学生センタ
〇七五―一七〇―一五〇〇一
大阪地区
ウ・ティンタン・アウン
ガラス工業
茨木市南春日丘五―一―二八
大阪国際研修センター
ウ・ニヤウン・トン
陶磁器
ウ・アウン・ケン
外国史
東大阪市松原南十一―四六
外大花園寮
ウ・イエ・トウハ
神戸地区
ウ・ティン・マウン・ニユン
ウ・ソウ・ティン
ウ・ティン・アウン
電子工学、静 大
ウ・アウン・ミン
固体物理、広 大

連絡先、協会員、広島市翠町
一―二八―一 山内豊
〇八二二―五―一六六七五
ウ・チョウ・タン
農 業、愛媛大
松山市樽味町二―一―二 中西
健一郎方
ド・ティン・ティン・ミン
水 産、九 大
ウ・チョウ・セイン
農業機械、九 大

日本ビルマ文化協会会則

第一章 総 則

第一条(名称) 本会は日本ビルマ文化協会と称する。

第二条(事務所) 本会は主たる事務所を下記におく。

大阪市南区長堀橋筋三丁目二八番地

第三条(目的) 本会は日本ビルマ両国の文化交流を通じ、現在我々とビルマ国民との間に在る絆を大切に育成助長し、更に次代を背負う若き両国民達に、国境を越えた相互理解、協力態勢を伝え遺し、以つて両国のより固き親交を図ることを目的とする。

第四条(事業) 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 日本ビルマ両国の文化研究、講演会の開催、資料の収集頒布等。

(2) ビルマ人留学(研修)生に對する物心両面の協力。

(3) ビルマ聯邦国の教育文化運動に對する協力。

(4) 日本ビルマ文化関係者の交流に協力。

(5) 本会会館の設立。

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会 員

第五条(種類及資格) 本会の会員を次の如く区分し、正会員を民法上の社員とする。

(1) 正会員は本会組織構成の主体で別に定める会費を納入するものとし、新規加入希望者は理事会の承認を経て所定の会費を納入した会員とする。

(2) 賛助会員は広く本会の趣旨に賛同協力する前項外の会員とする。

(3) 特別会員は、理事会に於て推薦し、承諾を得て本会の発展のために持に指導並に協力を受ける人及び、ビルマ側の該当事者とする。

第六条(資格の喪失) 本会会員が会費を一ヶ年以上滞納した場合又は会員の資格を失う。

第七条(退会) 本会会員は次の各号に該当する場合退会したものとす。

(1) 会員が死亡したとき。

(2) 会員が病氣その他の事情により退会の申出を会長に提出したとき。

(3) 第六条に該当したとき。

第三章 役 員

第八条(役員の種類) 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 一名
(2) 副会長 二名以上
(3) 理事 五名以上
(4) 監事 二名

第九条(会長の職責) 会長は本会を代表し会務を総理する。

第一〇条(副会長の職責) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは又は、会長空席のときはその職務を代行する。

第一一条(理事及び常務理事) 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定しその執行の責に任ずる。

会長は特に定めた会務の一部を行わせるため理事会の議を経て理事の内から常務理事を指名することが出来る。

第一二条(監事の職責) 監事を民法第五九条に定める 処に準じ、その職務を行う。

第一三条(役員を選任) 理事及び監事は総会で選任する。

第一四条(会長の選任) 会長は理事会に於て選任する。

第一五条(副会長の選任) 副会長は理事会の議決を得て会長之を委嘱する。

第一六条(顧問・相談役) 本会は理事会の議決を経て顧問及び相談役を若干名、委嘱することが出来る。

第一七条(役員任期) 役員任期は二年とする。但し補欠役員は前任者の残存期間として増員の場合、新任者は他の役員任期と同様とする。又役員再任は之を認めるものとする。

尚役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。
第一八条(役員)の辞任) 本会の役員は病氣、その他の一身上都合により職務に堪えないときは、会長に届出て辞任することができる。

第十九条(役員)の解任) 本会の役員が職務の義務違反、その他本役員たるに適しない言行があると認められた場合、総会に於てその三分の二以上の同意を得て解任することができる。

第二〇条(役員)の報酬) 本会の役員は原則として無報酬とする。但し職務上必要と認められる出張等に要する旅費宿泊費等の実費の全額又は一部を支弁することができる。

第四章 会 議

第二一条(種類) 会議は総会及び理事会とし総会を通常総会及び臨時総会に分ける。
第二二条(構成) 総会は正会員を以て構成する。

第二三条(総会の開催) 通常総会は毎年一回事業年度終了後六〇日以内に開催する。
臨時総会は理事会が必要と認めるとき又は正会員の五分の一以上若しくは民法第五九条の規定に基き監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第二四條(総会の招集) 総会は民法第五九条の規定に基き監事が招集する場合のほか、会長が総会の招集は会員に対し会議の

目的たる事項並びに日時及び場所を示して開催日の七日前までに文書を以て通知しなければならない。
第二五條(総会の議決事項) 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) 理事及び監事の選任及び解任
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) その他重要と認める事項

第二六條(総会の議決権) 正会員は総会に於て一個の議決権を有する。
止むを得ない理由により総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として委任することができる。

賛助会員、特別会員は総会に出席して意見を述べることができ。但し議決権を有しない。
第二七條(総会の議事) 総会の議長はその総会に於て出席会員の中から選任する。
総会は正会員の三分の二以上の出席がなければ議事を開くことができない。

総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長が決することによる。
第二八條(総会の議事録) 会長は総会の議事録を作成しなけれ

ばならない。
議事録には議長及び出席正会員又は理事の中からその会議に於て選出された議事録署名人名二名以上が署名しなければならぬ。
第二九條(理事会の構成) 理事会は会長、副会長及び理事を以て構成する。
第三〇條(理事会の議決権) 理事会は会則に定める権能を行使するほか本会の業務に関する重要事項を審議決定する。
第三一條 監事は理事会に出席して意見を述べることができ。
第三二條(理事会の招集) 理事会は必要に応じて会長が招集する。
理事会の構成員がその三分の一以上の同意を得て、又は監事が理事会の目的たる事項を記載した文書を会長に提出して、理事会の招集を請求したときは、会長はその請求があった日から三〇日以内に理事会を招集しなければならない。
理事会の招集については、少くとも会議の日の一週間前までにその目的たる事項日時及び場所を示した文書をもつて役員に通知しなければならない。但し緊急事項の生じた場合は前項の手續きをふむことなく、会員の決定により緊急理事会を招集することができる。
第三三條(理事会の議決事項) 理事会の議長は会長とする。
理事会に於ては前条の規定により、予め通知した事項のみ議決

することができる。
但し出席者の三分の二以上の同意を得たときはこの限りでない。
第三四條(理事会の成立及び議決) 理事会はその構成員の過半数が出席しなければ開催できない。理事会の議事は本会則に別段の定めがあるものを除き、出席した構成員の過半数を以て議決することができる。可否同数の場合は議長の決すると欠席による。又止むを得ない理由で欠席する構成員は、文書を以て表決し、戒は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。
第三五條(理事会の議事録) 理事会の議事は議事録を作成し、議事の経過の概要及び結果等を記載し、議長及び出席構成員二名以上の署名を必要とする。

第五節 資産及び会計
第三六條(資産の構成) 本会の資産はこれを分けて、基本財産と運用財産の二種とする。
第三七條(基本財産) 拘本財産は本会設立当初の寄附を受けた財産、及び将来、本会の基本財産として指定し寄附を受けた財産、並びに理事会に於て議決の上基本財産に繰入れられた財産で構成する。
第三八條(運用財産) 運用財産は基本財産以外の一切の財産で構成する。
第三九條(資産の管理) 資産は理事会の定める次の何れかの方法により会長が管理する。

(1) 国債証券、地方債証券又は政府保証債証券の保有。
(2) 銀行定期、金銭信託
(3) 不動産
第四〇條(基本財産の処分) 基本財産は之を処分してはならない。但しやむを得ない事由が生じた場合、これを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会に於て構成員の四分の三以上の同意を得なければならない。
第四一條(通常経費) 本会の通常経費は運用財産を以て支弁する。
第四二條(事業年度) 本会の事業年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
第四三條(事業計画) 本会は毎事業年度開始前にその年の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。
第四四條(事業報告) 本会は毎事業年度二ヶ月以内に事業報告書、貸借対照表、収支決算書を作成し、理事会の承認を経て、所定の監査を受け、総会に提出しその承認を受けなければならない。
第四五條(剰余金処分) 毎事業年度の剰余金は理事会の決議を経て、その全部又は一部を翌年に繰越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

第六節 事務局
第四六條(事務局職員) 本会の組織発展に伴い事務局を設け役付理事及び必要な職員を置くこ

る。但し議決権を有しない。
議事録には議長及び出席正会員又は理事の中からその会議に於て選出された議事録署名人名二名以上が署名しなければならぬ。
第二九條(理事会の構成) 理事会は会長、副会長及び理事を以て構成する。
第三〇條(理事会の議決権) 理事会は会則に定める権能を行使するほか本会の業務に関する重要事項を審議決定する。
第三一條 監事は理事会に出席して意見を述べることができ。
第三二條(理事会の招集) 理事会は必要に応じて会長が招集する。
理事会の構成員がその三分の一以上の同意を得て、又は監事が理事会の目的たる事項を記載した文書を会長に提出して、理事会の招集を請求したときは、会長はその請求があった日から三〇日以内に理事会を招集しなければならない。
理事会の招集については、少くとも会議の日の一週間前までにその目的たる事項日時及び場所を示した文書をもつて役員に通知しなければならない。但し緊急事項の生じた場合は前項の手續きをふむことなく、会員の決定により緊急理事会を招集することができる。
第三三條(理事会の議決事項) 理事会の議長は会長とする。
理事会に於ては前条の規定により、予め通知した事項のみ議決

とができる。
第四七条(職員の内免) 本会の事務局職員は会長が任免する。

第七章 解散

第四八条(解散決議) 本会は総会の四分の三以上の同意を得なければ解散することができない。

第四九条(残余財産の処分) 本会が解散した場合残余財産の処分については、総会の四分の三以上の同意を得て処分するか、又はビルマ政府に寄附する他この会と類似の目的をもつ法人に寄附するものとする。

第八章 会則の変更

第五〇条(変更決議) 本会の会則は総会に於て、構成員の四分の三以上の同意を得て変更することができる。

第九章 雑則

第五一条(施行細則) この会則に規定するもののほか、この会の業務を執行するため必要な細則は理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

一、この会則は昭和四十七年三月一日から施行する。
二、この会の設立当初の役員は第一七条の規定にかかわらず第一回の総会の日までとする。

会員よりの通信

(会報の余白の許す限り、通信とか御意見とか、或はビルマ人戦友、遺族に関するお尋ね事項等)と申しお寄せ下さい)

元三九九二部隊陸軍衛生曹長

玉田孝治

誰が作り誰れが書いたか不明なれ共私のビルマ遠征中所見の中に書き綴られたるビルマ風景を御知らせ申上ます。

ビルマの色々

- 一、バコダ 芸術のないビルマ唯一の美観 但し遠望に限る
- 二、女 美人は居ても官能の臭いのする女の居ないビルマ
- 三、文字 ビルマの字を見ると何故か私は蚤を想出す
- 四、イタカズラ ビアノの音でも聞えて来さうなイタカズラの家垣どう見ても熱帯の物とは思はれぬあの花
- 五、食物 殆んど青い物を喰べて居ないビルマ人、合成以来喧伝されすぎたビタミンDへの皮膚か
- 六、暗い家の中で 暗い家の中で朝早々より横に成つて居る彼等アンニユイの語もある事を知らぬ世界(注アンニユイ?退屈)
- 七、南十字星 どんなに詩にうとい者の眼にも美しい南十字星あの星を仰ぎ見ると私の胸には何時もあの近々にあるもう一つの銀河系のものゝの想が湧く
- 八、ボンデー シュウジャイを提げた小僧を従い乍ら少しも物慾しげな顔をしてないボンデー唯あの黄褐色の僧衣のカムラージュ許ではない
- 九、熱帯の生態 ビルマに来て数年山や野にはかり暮して来たが未だ猛毒蛇の一つに出逢った事がない全く想いがけなかつた

熱帯の生態

十、マンゴスチン 果物の女王純白の服を着た少女とても共に喰べるものを

十一、バス 乗ればどれだけ乗れるかを示す原地人のバス

十二、蟋蟀 時にわいまいましくなる蟋蟀の青年中鳴かぬ夜とても無い

十三、ブラメリア 岩山の上などに咲いて居る白いブラメリアの花にわ国の梅のさやけさがある

十四、種のあるバナナ 種のあるバナナを喰べる度毎に私は妙に童話が聞き度く成る

十五、ビルマ踊り ビルマ踊りの多くは睡たい喜びの表現だ然し雷の太鼓を想はせる楽器を叩いて踊る踊はアフリカコンゴの土人の乱舞にも似て人間の原始感覚を撥乱するものがある

十六、バナナの花 刺身のつまみにでもなりそうなるバナナの花

十七、多過ぎる物 鳥と犬と牛の糞

十八、セーレ 国へ帰つてからも喫いたくなるかも知れないセーレの味何も考る事のない夜などは

十九、ドリアン 世の定評通り南方果物の王者味はドリアンにつきるある舌ざはりの味に比べるとクリーム味の味などわまるで浅薄だ好む者はこよなく、好かぬ者にわ臭もちならぬあの臭いの秘密は一体何にあるのだろうか

二十、黒い山羊 黒い山羊の恋愁

二十一、はかないもの はかないものは明る過ぎる三日月と黄昏の短さ

二十二、轍 涯しなく広野につづく牛車轍これなくてはビルマの輸送は出来ぬ

二十二、ロンデー 魔法のカーベットにも似てタオルにもなれば毛布にもなるロンデーのなをし方蒸しあやしげな処まゝさばる立ち膝しても胡座かいてもあまり不様に見せないロンデーに比べると和服は何と物騒なしろものであらう

ロンデー風を入れたりはざけたり(つづく次回)

自己紹介

藤井康士

兵師団野砲五四聯隊。現高校教師アキヤブ、カラダン方面、メイクテラ西方ポバ山方面、ミンパ、バダン方面で戦斗。幾度かビルマ人の決死的協力によつて生還。その人達を探すすべもないが、何とかしてビルマの人々の恩に報いた

新刊書紹介

「ビルマの社会と経済」

大野 徹著 五〇〇円
購買お申込を直接左記へ
発売所 アジア経済研究所
(東京都新宿区市ケ谷
本村町四二)

迎 賓 閣

(細川別邸)
名園と大料理を
お楽しみ下さい。
御来京の折は気軽にお立ち寄り
下さい。又万博時ビルマ政府
代表宿舎としてご用命を賜
りました。
京都市左京区南禅寺下河原町34
電 (075)-771-2634
761-7063
協会員 内 田 健

御菓子司
柚 餅・京 観 世
鶴 屋 吉 信

協会員 稲 田 栄 三
京都・今出川堀川西 075-441-0105(代)

「日緬親善パーティー開催」
昭和四十八年五月二十六日
(土)午後一時〜三時
東京目黒 八芳園に於て
当協会関東支部主催にて開
催予定。